

## ● ● ● 堆肥センター協議会の活動状況 ● ● ●

### 全国堆肥センター協議会の設立

(財)畜産環境整備機構

#### 1. はじめに

全国堆肥センター協議会が3月23日に設立された。全国の堆肥センターの組織化を図り、堆肥の品質向上、利用の拡大、センターの運営改善等の課題に対応して組織的な活動を積極的に展開していく必要があることから、都道府県に設立された堆肥センター協議会と関係中央団体が一体となって、全国的な支援活動を行うため、全国の堆肥センター協議会を設立したものである。

加入県協議会24団体、中央団体11団体、計35団体でスタート。県協議会の発足準備中という県もあり、発足した段階での加入を期待している。会長には岩崎充利氏(畜産環境整備機構理事長)が就任。事務局は畜産環境整備機構に置くこととしている。



写真1 全国堆肥センター協議会設立総会 写真2 全国堆肥センター協議会設立総会出席者

#### 2. 設立までの経過

都道府県及び全国段階の堆肥センター協議会の設立の動きは、堆肥センター機能強化検討委員会の報告に始まる。

堆肥センター機能強化検討委員会は、平成11年10月畜産環境整備機構に設置され、4回の検討を経て平成12年3月、報告書の提出がなされた。この中に次のような提言がなされている。『今後、家畜排せつ物を主原料とする堆肥の生産及び利用を推進するためには、その核となる堆肥センターの機能の強化が重要である。しかしながら、堆肥センターの現状を見ると、堆肥センターが個々バラバラの状態では組織化されていないこともあり、堆肥センターの運営改善や、堆肥の品質向上方策、堆肥の利用拡大方策等に関する相互の情報交換等が不十分であり、このことが堆肥センターの活動の停滞や堆肥の流通利用が円滑に進まない要因の一つとなっている。

このため、各都道府県に家畜排せつ物を主原料とした堆肥センターを組織化した協議会(「堆肥センター協議会」あるいは「堆肥生産流通促進協議会」等)を設置するとともに、これら都道府県協議会を会員とする全国堆肥センター協議会(仮称)を設置し、堆肥の利用の促進と堆肥センターを巡る諸課題の解決を図る必要がある。

この場合、協議会の活動内容としては、次の事項が考えられ、これに向けた積極的な取り組み

を進める必要がある。

1. 堆肥センター相互間の情報交換
2. 堆肥センターの機能強化対策の推進
3. 堆肥のPR、品質共励会、実証展示の推進
4. 良質堆肥の生産のための技術対策の推進
5. 堆肥センターの環境対策の推進
6. 堆肥の生産コストの低減対策等の検討
7. 堆肥を使った農作物の積極的なPRの推進。』

全国協議会は、各都道府県に堆肥センター協議会が次々と設立されている状況を踏まえ、年度内に設立することとし、次の会議を経て設立総会を開催することとなった。

都道府県協議会代表者による 全国協議会設立の打ち合わせ会	13年1月12日
中央団体関係者による全国協議会設立の打ち合わせ会	1月25日
設立発起人会	2月15日
全国協議会の設立参加への呼びかけ	2月～3月
全国協議会設立総会(東京・虎ノ門パストラル)	3月23日

### 3. 設立の目的

設立趣意書では、設立の目的を次のようにしている。

畜産においては規模拡大に伴い排出される家畜排せつ物の適切な管理と利用が重要な課題となっている一方、耕種農家においては、堆肥の利用の減少等により農地の地力の減退が問題となり、畜産と耕種の連携による良質な堆肥の生産と利用の促進が重要な課題となっている。

環境と調和した農業の推進は、今後の我が国農業の重要な課題であり、一昨年7月に設立した食料・農業・農村基本法においては、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進等を促進することとされている。また、一昨年7月に国会で「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」及び「肥料取締法の一部を改正する法律」のいわゆる環境三法が成立し、これらに基づき、今後、家畜排せつ物処理施設の整備を図るとともに堆肥の利用と土づくりを積極的に推進することが必要となっている。

こうした堆肥の利用を促進するに当たっては、全国2,500カ所以上存在する堆肥センターの役割が重要であるが、その現状を見ると、堆肥の成分分析がなされていなかったり、需要者である耕種側のニーズにあった品質の堆肥の生産がなされていなかったりするなど改善すべき事項が数多く存在している。また、堆肥センターが個々バラバラの状態では組織化されていないこともあり、堆肥センターの運営状況や堆肥の品質向上策、堆肥の利用拡大方策等に関する相互の情報交換等が不十分であり、このことが堆肥センターの活動の停滞や堆肥の利用が円滑に進まない要因となっている。また、耕種農家においては堆肥の散布労力の不足等も堆肥利用が進まない要因となっている。

このような状況のなかで、都道府県に堆肥センター協議会が設立され、良質堆肥の生産技術、

経営体質の強化方策、堆肥の低コスト生産方策等堆肥センターが抱える広範な課題について具体的な推進が図られているところであるが、今般、都道府県堆肥センター協議会及び関係団体が一体となって堆肥の生産及び利用の促進を図る組織として、全国堆肥センター協議会を設立しようとするものであり、このことにより、堆肥センターの機能の強化と地力の維持増進並びに農畜産業の安定的発展に寄与することを目的とする。

具体的な事業としては規約によると

1. 堆肥センターの運営に関する情報の収集・提供
2. 堆肥の利用情報等に関する普及
3. 良質堆肥生産技術等の普及・啓発
4. 堆肥センターにおける堆肥生産コスト低減のための調査・分析・指導
5. 堆肥センター等関係団体に対する指導・助言

など、多岐にわたる事業を実施することとしている。

#### 4. 全国堆肥センター協議会規約

全国堆肥センター協議会の規約は次のとおり。

##### (名 称)

第1条 この会は、全国堆肥センター協議会(以下「協議会」という。)という。

##### (事務所)

第2条 協議会は、事務所を東京都港区に置く。

##### (目 的)

第3条 協議会は、畜産と耕種の連携の下での家畜排せつ物による良質たい肥の生産及び利用の促進を図り、もって堆肥センターの機能の強化と地力の維持増進並びに農畜産業の安定的発展に寄与することを目的とする。

##### (事 業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)堆肥センターの運営に関する情報の収集・提供
- (2)たい肥の利用情報等に関する普及
- (3)良質たい肥生産技術等の普及・啓発
- (4)堆肥センターにおけるたい肥生産コスト低減のための調査・分析・指導
- (5)堆肥センター等関係団体に対する指導・助言
- (6)その他目的を達成するために必要な事項

##### (構 成)

第5条 協議会は、県協議会及び全国の区域をその地区とする農業協同組合連合会(以下「全国連」という。)並びに本会の目的に賛同する団体をもって構成する。

## (役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 幹事 若干名
- 2 会長及び幹事は、総会において選任する。
- 3 役員任期は2年とし、再選を妨げない。

## (会議)

第7条 協議会の会議は、総会及び幹事会とし、会長がこれを招集する。

- 2 会議における協議事項、運営その他会議に必要な事項は、会長が決定する。

## (総会)

第8条 総会は年1回開催し、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、会員をもって構成し、議事は、出席者の過半数をもって決する。

## (幹事会)

第9条 幹事会は、必要に応じて会長が招集し、協議会の運営及び事業の推進等について審議する。

## (事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

## (その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務運営上必要な事項は、会長が別に定める。

## (附則)

この規約は平成13年3月23日から施行する。

## 5. 平成13年度事業計画

### (1) 方針

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の施行に伴い、家畜排せつ物の堆肥化と耕種との連携による利用の促進が課題となっており、各地に存在する堆肥センターの役割に大きな期待がよせられている。

しかし、その実情をみると、堆肥の成分分析がなされていなかったり、需要者である耕種側のニーズにあった品質の生産がなされていなかったりするなど改善すべき事項が数多く存在している。

また、堆肥センターの運営状況や堆肥の品質向上対策、堆肥の利用拡大方策等に関する情報交換等も不十分であり、このことが堆肥センターの活動の停滞や堆肥の利用が円滑に進まない

要因となっており、堆肥センターの機能の強化が課題となっている。

全国堆肥センター協議会は、会員の組織的連携のもとに、情報の積極的な交流を図るとともに、国及び関係機関の堆肥センター機能強化諸対策を推進し、堆肥センターの円滑な運営、発展を図るための活動を行う。

また、本年度は実質的に全国協議会発足の年であり、組織の強化、運営体制の整備を図るとともに、特に、堆肥センターの現状把握に努める。

## (2)事業計画

1. 全国の堆肥センター現状把握のための調査の実施及び情報の提供
2. 良質堆肥生産等技術の普及のための研修会、シンポジウムの開催
3. 堆肥センター機能強化のための支援等に関する情報の提供
4. 土づくり、環境保全型農業推進運動や国産稲わら利用推進等との連携

## 6. 役員名簿

総会で選任された全国堆肥センター協議会役員は次のとおり。

会 長 岩崎充利 (財)畜産環境整備機構 理事長

幹 事 田口 章 秋田県堆肥利用促進協議会 会長(県農業公社理事長)

幹 事 中村 譲 静岡県良質堆きゅう肥生産流通促進協議会 会長(県畜産会常務)

〃 今井和男 兵庫県堆肥センター協議会 会長(県畜産会会長)

〃 住川勝信 広島県堆肥センター協議会 会長(広島市農協小河原養鶏鶏卵センター総合所長)

〃 藤田武彦 熊本県良質堆肥利用促進協議会 会長(代行)(県経済連室長)

〃 富士重夫 全国農業協同組合中央会 食料農業対策部長

〃 五味淵明 全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部長

〃 内藤廣信 (社)中央畜産会 常務理事

〃 安武正秀 (社)日本草地畜産種子協会 常務理事

〃 猪股敏郎 (財)日本土壌協会 専務理事

## 7. 会員名簿

平成13年3月末の会員は次のとおり。県協議会の設立を準備中の県もあり、発足した段階での加入を期待している。

### ○ 県協議会(24団体)

青森県地域ぐるみ堆きゅう肥活用システム化協議会(県畜産課)

宮城県たい肥センター機能強化検討会(県農業振興課)

秋田県堆肥利用促進協議会(秋田県農業公社)

山形県土づくり推進会議(県農業技術課)

茨城県たい肥利用促進協議会(県畜産会)

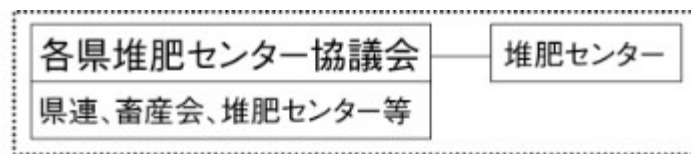
栃木県堆肥利用促進協議会(県畜産会)

千葉県たい肥生産・利用推進協議会(県畜産会)

長野県堆肥生産利用促進協議会(県畜産会)

静岡県良質たい肥生産流通促進協議会(県畜産会)

- 新潟県堆肥生産利用促進協議会(県畜産課)
- 岐阜県堆肥利用促進協議会(県畜産課)
- 愛知県堆肥生産利用推進協議会(県畜産会)
- 滋賀県堆肥センター協議会(県畜産課)
- 京都府堆肥センター連絡協議会(府畜産振興協会)
- 大阪府たい肥生産流通促進協議会(府農政室)
- 兵庫県堆肥センター協議会(県畜産会)
- 鳥取県環境にやさしい農業推進協議会畜産堆肥流通部会(県畜産課)
- 岡山県良質堆きゆう肥利用促進協議会(県畜産課)
- 広島県堆肥センター協議会(県畜産会)
- 熊本県良質堆肥利用促進協議会(県経済連)
- 大分県有機質資材生産者協議会(県経済連)
- 宮崎県良質堆きゆう肥生産流通促進協議会(県畜産課)
- 鹿児島県堆肥センター協議会(県農業環境対策室)
- 沖縄県堆肥センター協議会(県経済連)
- 中央団体(11団体)
  - 全国農業協同組合連合会
  - 全国酪農業協同組合連合会
  - 全国開拓農業協同組合連合会
  - 全国畜産農業協同組合連合会
  - 全国農業協同組合中央会
  - (社)中央畜産会
  - (社)日本草地畜産種子協会
  - (社)日本畜産施設機械協会
  - (財)日本土壌協会
  - (財)農業技術協会
  - (財)畜産環境整備機構



堆肥センター機能強化、  
各県協議会活動のための  
支援

全 国 協 議 会	構 成 団 体	県 団 体	中 央 団 体
		各県堆肥センター協議会	全中、全農、全酪、全開連、 全畜連、中畜、草地畜産協会、 施設機械協会、土壌協会、 農業技術協会、機構
	役 員	幹 事 (県団体及び中央団体から 10団体程度で構成)	
			事務局

全国堆肥センター協議会の組織体制